

静岡県公安委員会規則第7号

運転免許取得者等検査の認定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月24日

静岡県公安委員会委員長 外山弘幸

運転免許取得者等検査の認定等に関する規則の一部を改正する規則

運転免許取得者等検査の認定等に関する規則（令和4年静岡県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定の申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の指定申請書には、規則第6条第2項各号に掲げる書類（当該指定申請書を提出する者が、公安委員会に対し法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所を設置し、若しくは管理する者又は公安委員会による法第108条の32の2第1項若しくは第108条の32の3第1項の認定を現に受けている者である場合は、規則第6条第2項第1号に掲げる書類を除く。）（以下「添付書類」という。）を添付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(指定書の交付)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の指定申請書には、規則第6条第2項各号に掲げる書類（当該指定申請書を提出する者が、公安委員会に対し法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所を設置し、若しくは管理する者又は公安委員会による法第108条の32の2第1項若しくは第108条の32の3第1項の認定を現に受けている者である場合は、規則第6条第2項第1号に掲げる書類を除く。）（<u>次項及び第5条第4項において「添付書類」という。</u>）を添付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(指定書の交付)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>(指定の変更の届出)</u></p> <p>第5条 <u>指定を受けた者は、規則第6条第1項第1号又は第2号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を公安委員会に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 指定を受けた者は、規則第6条第2項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、その旨を公安委員会に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 第1項又は前項の規定による届出は、指定申請書記載事項等変更届出書（様式第3号）を提出して行うものとする。</u></p>

(指定の取消し)

第5条 (略)

2 公安委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、当該指定の取消しを受けた者に対し指定取消通知書(様式第3号)による通知するものとする。

(運転免許取得者等検査認定申請書)

第6条 規則第6条第1項の申請書の様式は、運転免許取得者等検査認定申請書(様式第4号)のとおりとする。

(運転免許取得者等検査認定書の交付)

第7条 公安委員会は、認定をしたときは、当該認定を受けた者に対し運転免許取得者等検査認定書(様式第5号)を交付するものとする。

4 前項の指定申請書記載事項等変更届出書には、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める書類(次項において「証明書類等」という。)を添付しなければならない。

(1) 第1項の規定による届出 変更しようとする事項に関し参考となる事項が記載された書類

(2) 第2項の規定による届出 第2条第2項の規定により指定申請書に添付した添付書類(内容に変更があったものに限る。)

5 前項の規定にかかわらず、第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者が、第9条の規定により証明書類等と同一内容の書類を既に提出し、又は当該指定申請書記載事項等変更届出書の提出と同時に提出する場合は、当該証明書類等については添付することを要しない。

(指定の取消し)

第6条 (略)

2 公安委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、当該指定の取消しを受けた者に対し指定取消通知書(様式第4号)による通知するものとする。

(運転免許取得者等検査認定申請書等)

第7条 規則第6条第1項の申請書の様式は、運転免許取得者等検査認定申請書(様式第5号)のとおりとする。

2 規則第6条第2項第3号ロに規定する規則第2条第2号ロに該当する者であることを誓約する書面の様式は、誓約書(様式第6号)のとおりとする。

(運転免許取得者等検査認定書の交付)

第8条 公安委員会は、認定をしたときは、当該認定を受けた者に対し運転免許取得者等検査認定書(様式第7号)を交付するものとする。

(認定の変更の届出)

第8条 規則第8条第1項又は第3項の規定による届出は、認定申請書記載事項等変更届出書（様式第6号）を提出して行うものとする。

(認定の取消しの通知)

第9条 公安委員会は、法第108条の32の3第2項において読み替えて準用する法第108条の32の2第5項の規定による認定の取消しをしたときは、当該認定の取消しを受けた者に対し運転免許取得者等検査認定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(交付する書類)

第10条 規則第9条第1号の書類の様式は、次の各号に掲げる同条に規定する認定認知機能検査の結果の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

- (1) 36点未満 認定認知機能検査結果通知書（様式第8号）
- (2) 36点以上 認定認知機能検査結果通知書（様式第9号）

2 規則第9条第2号の書類の様式は、認定運転技能検査受検結果証明書（様式第10号）のとおりとする。

(帳簿)

(認定の変更の届出)

第9条 規則第8条第1項又は第3項の規定による届出は、認定申請書記載事項等変更届出書（様式第8号）を提出して行うものとする。

2 前項の認定申請書記載事項等変更届出書には、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 規則第8条第1項の規定による届出 変更しようとする事項に関し参考となる事項が記載された書類
- (2) 規則第8条第3項の規定による届出 規則第6条第2項の規定により運転免許取得者等検査認定申請書に添付した書類（内容に変更があったものに限る。）

(認定の取消しの通知)

第10条 公安委員会は、法第108条の32の3第2項において読み替えて準用する法第108条の32の2第5項の規定による認定の取消しをしたときは、当該認定の取消しを受けた者に対し運転免許取得者等検査認定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(交付する書類)

第11条 規則第9条第1号の書類の様式は、次の各号に掲げる同条に規定する認定認知機能検査の結果の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

- (1) 36点未満 認定認知機能検査結果通知書（様式第10号）
- (2) 36点以上 認定認知機能検査結果通知書（様式第11号）

2 規則第9条第2号の書類の様式は、認定運転技能検査受検結果証明書（様式第12号）のとおりとする。

(帳簿)

第11条 規則第10条第1項の帳簿の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

- (1) 規則第9条に規定する認定認知機能検査に係る帳簿 認定認知機能検査記録簿（様式第11号）
- (2) 規則第9条に規定する認定運転技能検査に係る帳簿 認定運転技能検査記録簿（様式第12号）

（電磁的記録媒体による手続）

第12条 （略）

（指定申請書等の経由）

第13条 指定申請書、運転免許取得者等検査認定申請書若しくは認定申請書記載事項等変更

第12条 規則第10条第1項の帳簿の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

- (1) 規則第9条に規定する認定認知機能検査に係る帳簿 認定認知機能検査記録簿（様式第13号）
- (2) 規則第9条に規定する認定運転技能検査に係る帳簿 認定運転技能検査記録簿（様式第14号）
（報告）

第13条 公安委員会は、認定を受けて運転免許取得者等検査を行う者に対し、次に定めるところにより、法第108条の32の3第2項において読み替えて準用する法第108条の32の2第4項において読み替えて準用する法第98条第5項の報告を求めるとする。

- (1) 当該運転免許取得者等検査の方法の区分ごとの年間の実施回数及び受検者数を、その年の翌年の1月10日までに報告させるものとする。
- (2) 当該運転免許取得者等検査の受検者に関係する不正事案その他の特異事案が発生したときは、特異事案発生報告書（様式第15号）により、その状況を速やかに報告させるものとする。
- (3) 当該運転免許取得者等検査の実施結果を、その実施の都度報告させるものとする。
- (4) その他公安委員会が必要と認める事項を、その必要の都度報告させるものとする。

（電磁的記録媒体による手続）

第14条 （略）

（指定申請書等の経由）

第15条 指定申請書、指定申請書記載事項等変更届出書、運転免許取得者等検査認定申請書

届出書の提出、規則第14条の規定による電磁的記録媒体及び電磁的記録媒体提出票の提出又は法第108条の32の3第2項において読み替えて準用する法第108条の32の2第4項において読み替えて準用する法第98条第5項の規定による報告若しくは資料の提出を行うときは、静岡県警察本部交通部運転免許課長を經由して行わなければならない。

(委任)

第14条 (略)

若しくは認定申請書記載事項等変更届出書の提出、規則第14条の規定による電磁的記録媒体及び電磁的記録媒体提出票の提出又は法第108条の32の3第2項において読み替えて準用する法第108条の32の2第4項において読み替えて準用する法第98条第5項の規定による報告若しくは資料の提出を行うときは、静岡県警察本部交通部運転免許課長を經由して行わなければならない。

(委任)

第16条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第12号中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同様式を様式第14号とし、様式第11号中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同様式を様式第13号とし、様式第10号中「(第10条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を様式第12号とし、様式第9号中「(第10条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を様式第11号とし、様式第8号中「(第10条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を様式第10号とし、様式第7号中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に改め、同様式を様式第9号とし、様式第6号中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に改め、同様式を様式第8号とし、様式第5号中「(第7条関係)」を「(第8条関係)」に改め、同様式を様式第7号とし、様式第4号中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同様式を様式第5号とし、様式第3号中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

<p>指定申請書記載事項等変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>静岡県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">住所（所在地） 氏名又は名称</p> <p>指定申請書の記載事項 添付書類の内容に次のとおり変更が生じるので 第5条第1項第2項の規定 生じたので</p> <p>により届け出ます。</p>	
変 更 を 生 じ る （ 生 じ た ） 事 項	
変 更 （ 予 定 ） 年 月 日	
変 更 の 内 容 及 び 理 由	
変 更 事 項 を 証 明 す る 書 類 等	
備 考	

（注） 不要の文字は、横線で消すこと。

様式第 5 号の次に次の 1 様式を加える。

誓 約 書

私は、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第2条第2号ロ(1)及び(2)に掲げる

- 1 道路交通法第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- 2 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪又は道路交通法に規定する罪（同法第117条の2の2第1項第9号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

住 所

氏 名

様式第14号の次に次の1様式を加える。

年 月 日	
静岡県公安委員会 殿	
住所（所在地） 氏名又は名称	
特 異 事 案 発 生 報 告 書	
事 案 名	
発 生 日 時	
発 生 場 所	市 郡 町
当 事 者	住 所 氏 名 生年月日
事 案 の 概 要	
備 考	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の運転免許取得者等検査の認定等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の様式により提出されている運転免許取得者等検査認定申請書は、改正後の運転免許取得者等検査の認定等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の相当する様式により提出された運転免許取得者等検査認定申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により交付されている認定書等は、改正後の規則の相当する様式により交付された認定書等とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている記録簿は、改正後の規則の相当する様式により作成された記録簿とみなす。
- 5 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。